

地域の小児科医連携モデル 印旛方式と下志津病院の役割

山本重則 西牟田敏之

第60回国立病院総合医学会
(平成18年9月22日 於京都)

IRYO Vol. 62 No. 1 (31-33) 2008

要旨

当院のある千葉県印旛地区では、平成14年10月より、地域小児科医連携型の小児初期急病診療所（印旛市郡小児初期急病診療所）と2次救急当番病院の態勢がスタートした。現在、比較的広域の小児救急態勢の成功例と評価されており、同様な地域実態にある地区のモデルとして参考になると思われ、紹介する。診療時間は、毎日19時から翌朝6時までの準夜・深夜と、日曜・祝日は9時から17時までの日勤帯も診療している。登録医師は開業医30名、病院勤務医19名である。開業医は、すべてが小児科専門医というわけではなく、日常、小児も診療している医師に広く参加を呼びかけた結果、多くの医師の参加が実現した。2次救急は、当院も含め、4病院が交替で担当している。

国立病院が独立行政法人化して以降、労働基準法の遵守を求められている。当院では労働基準法を遵守する勤務態勢を組んでおり、紹介する。小児科は、院長を除く8名の小児科常勤医で、連日、24時間勤務している。印旛地区の小児救急の2次病院として機能している木曜と土曜は、正規勤務の交代勤務である。他の平日は宿直勤務であるが、8時30分から19時30分までの10時間勤務とし、日曜は6時間の正規勤務と日直・宿直を組み合わせて勤務している。日直・宿直時間帯での救急診療は、時間外勤務として扱っている。この勤務態勢で、宿直明け等の平日の勤務時間を減らしたり、週休にしたりすることにより、4週160時間の勤務としている。また、1カ月あたり、日曜の日勤1回、準夜2回、深夜6回の小児初期急病診療所の診療を常勤医師と非常勤医師とで担当しているが、常勤医が参加する場合は週休や年休等で対応している。

キーワード 小児救急、労働基準法、交替勤務**小児救急へのかかわり方**

国立病院機構病院として、あるいは国立病院機構病院に勤務する医師として、小児救急へのかかわり方としては、表1にあげた7通りがあげられる。

各病院の特性、地域の状況、医師個人の状況に応じて、かかわり方は異なってくるだろうが、現在、

できるだけ多くの医師がなんらかの形で小児救急にかかわることが望まれている。

小児救急と労働基準法

平成16年に独立行政法人に移行する以前は、「労働基準法の適用外」におかれていたが、現在では、

国立病院機構下志津病院 小児科

別刷請求先：山本重則 国立病院機構下志津病院 小児科 ☎ 284-0003 千葉県四街道市鹿渡934-5
(平成19年6月18日受付、平成19年12月21日受理)Emergency Medical-care System for Children in Inba Area and Role of Shimoshizu National Hospital
Shigenori Yamamoto and Toshiyuki Nishimuta

Key Words : the emergency medical-care system for children, the Labor Standard Law, shift system

表1 小児救急へのかかわり方

-
- ① 病院として24時間365日態勢で（1次）・2次・3次救急に対応
 - ② 病院として24時間365日態勢で（1次）・2次救急に対応
 - ③ 病院として24時間365日態勢で1次救急に対応、輪番で2次救急に対応
 - ④ 病院として輪番で2次救急に対応
 - ⑤ 病院として輪番で1次救急に対応
 - ⑥ 医師個人が地域の1次救急に参加
 - ⑦ 医師個人が地域の電話相談事業に参加
-

労働基準監督署の指導のもと、労働基準法の遵守が求められている。宿直は週1回程度、日直は月1回程度が上限とされており、毎日の宿直（夜勤）態勢を組むためには、最低でも7-8名以上の（宿直・夜勤可能な）小児科医が必要となる。宿直医は、原則として救急外来の診療は不可とされており、夜間の救急診療に対応するためには、正規勤務での夜勤態勢を組む必要があるが、正規勤務で夜勤態勢を組むと、日中の医師が不足しがちになるので、そのための対応が必要となる。

地域の小児救急態勢の確立のためには

受療サイドの意識・要望として、365日、24時間対応可能な態勢、待たないですぐ受けられる診療態勢、小児科専門医による診療、検査・入院が可能な完結型診療態勢、自宅からあまり遠くないこと、等があげられるが、各地域の実情に応じて、小児科学会・小児科医会・医師会が連携しながら、行政と折衝して、各地域の小児救急態勢を構築していくことが望まれる。その際、地域の基幹病院と地区医師会との連携が重要であり、病院勤務医と医師会の開業医との協力態勢の維持が重要である。

地域の小児科医連携型モデル印旛方式の紹介

平成12年の千葉県小児科医会の調査において、千葉県印旛地区では、年間約18,000名の時間外・夜間小児救急患者があり、その97%を病院勤務医が診ている状況であり、病院勤務医が疲弊しつつあったため、当時の印旛市郡医師会長を中心に、印旛地域内基幹病院の勤務医と開業医による印旛市郡小児科医会を立ち上げ、医師会の救急医療委員会とともに、行政との折衝を含む準備作業を進め、平成14年10月、地域小児科医連携型の小児初期急病診療所の開設に至った。また、同時に印旛地区の2次救急当番病院

態勢を開始した。これまで、比較的広域の小児救急態勢の成功例と評価されており、同様な地域実態にある地区的モデルとして参考になると思われ、紹介する。なお、本年度、印旛市郡医師会は、小児初期救急医療態勢の確立に貢献した医師会として、「日本医師会最高優功賞」の表彰を受けている。

開設・設置者は、印旛地区のほぼ中央にあり、小児初期急病診療所の所在地でもある佐倉市であるが、医療区域の広域化にともない、印旛郡市の市町村と、千葉県の定めた保健医療圏では異なる保健医療圏となっているが、佐倉市に隣接している八千代市を含めた、計11市町村の協力のもとに運営されている。診療所の診療業務は印旛市郡医師会に委託されている。ふだん小児を診療している地域の開業医30名と印旛地区の病院勤務の小児科医19名が、小児初期急病診療所の診療に参加している。

診療時間は19時-翌朝6時で、休日・祝日と年末年始は9-17時も診療している。はざまの時間帯の救急は2次当番病院が対応することになっている。薬剤師は、印旛地区の薬剤師会の協力のもと、薬剤師会会員が交替で参加（日勤帯と準夜帯）している。ゴールデンウィークと年末年始を除き、深夜帯は薬剤師なしである。看護師は、ほとんどが地域のクリニックで勤務している看護師が交替で勤務している。小児2次救急医療は、印旛地区の基幹病院（現在4病院）の輪番制方式である。3次救急医療は、救命センターを持つ2病院が担当している。

年間の受診者数は、平成14年の開設以来、大きな変動はなく、16,000名前後である。これは、平成12年の千葉県小児科医会の調査における印旛地区的時間外・夜間小児救急患者数である年間約18,000名と比較して、妥当であると考えられる。2次救急医療機関への搬送・紹介率は3.08%であった。月別平均受診者数では、8月が最少で912名、12月が最多で2,037名であった。時間帯別受診状況は、日曜・祝日・年末年始の9-17時が30.8%で、通年の19-24時

が57.6%で、通年の0-6時が11.6%で、診療1時間あたりの受診者数では、日曜・祝日・年末年始の9-17時が最多であり、深夜帯は準夜帯の1/6程度と少ない。なお、経営状況に関しては、地域連携小児夜間・休日診療料の施設基準を取得してからは、黒字となっている。

下志津病院と下志津病院小児科の紹介

下志津病院は、旧国立療養所で、一般200床（内科系50床、外科系50床、小児科50床、混合50床）と重心120床、筋ジス120床の合計440床。平成17年度の小児科系（小児科・小児アレルギー科・小児神経科）の外来受診者は年間31,000名で、うち1,900名が時間外。平成14年度の印旛市郡小児初期急病診療所の開設により、小児科の時間外患者数は、いったん、ほぼ半減したが、この数年は、また増加している。小児科の勤務態勢は、小児科医が重心病棟も担当し、一般小児科とあわせ、院長も含め、常勤9名、レジデント2名、非常勤（週3日）2名で診療している。男性は、院長も含めすべて常勤医で、4名。女性は、常勤医5名、レジデント2名、非常勤医2名で、合計9名。うち5名が子育て中。他に、卒後臨床研修医の小児科ローテートが、當時1-2名。外来は、小児科・小児アレルギー科・小児神経科の合計で4-6診。

小児科医が24時間365日勤務し、小児救急に対する運営費交付金を受領。夜間は、他に成人系の医師2名（1名は終日、1名は21時30分まで）。小児2次救急担当日の木曜と土曜の小児科医の勤務は宿直ではなく、17時-翌朝8時45分までの14時間、ないしは翌日11時までの16時間の正規勤務。他の平日の宿直日の日中勤務は8時30分-19時30分の10時間勤務とし、以降、宿直勤務。宿直勤務時間帯の救急患者の診療は、超過勤務として扱う。日曜・休日は、日直勤務、17-24時の6時間の正規勤務、24時以降の宿直勤務の組み合わせ。上記の夜間・休日勤務と、日勤帯の4時間勤務・6時間勤務・8時間勤務、週休を組み合わせて、4週160時間の勤務表を作成している。近隣の開業医の協力を得て、小児科地域連

携加算2を取得。地域連携医は19時30分-22時30分を診療（2次当番日以外で月に3回）。また、1カ月あたり、日曜の日勤1回、準夜2回、深夜6回の小児初期急病診療所の診療を常勤医師と非常勤医師とで担当しているが、常勤医が参加する場合は週休や年休等で対応している。

コメディカルの時間外診療態勢に関しては、平日は、放射線科技師・検査科技師・薬剤師各1名が21時30分まで勤務。小児科2次救急当番日（木曜と土曜）は、終日対応。夜間の管理師長も含め、看護師はすべて正規勤務。医事科受付は外部委託。事務職員1名が管理宿直。

下志津病院小児科の（救急）態勢の特徴として、下記の事項が挙げられる。

- ① レジデント枠（週30時間勤務）や非常勤枠（週24時間勤務）を活用して、子育て中の女性医師等でも、できるだけ勤務できる環境を提供。
- ② 4週160時間の勤務表を作成して、常勤医の場合でも、夜間や休日勤務の「代休」として、子どもの学校行事等に合わせた平日の休みの取得や、4時間勤務や6時間勤務を取り入れ、保育所の送迎等のための「フレックスタイム」にも対応している。
- ③ 一部の常勤医で、高齢化（50歳代後半1名、50歳代前半2名）のため夜間勤務が困難となりつつあり、今後、若い小児科医の確保が必要。

小児救急への提言

今回、私たちの提言を表2にまとめて示した。

表2 小児救急への提言

- ① 各地域の状況にあった小児救急態勢を確立する。
- ② 子育て中の女性医師等、各個人の状況に合わせた勤務形態を用意し、できるだけ多くの医師が、無理をしないでも診療に参加できる環境を整備する。
- ③ できるだけ多くの小児の診療にかかる医師が、なんらかの形（1次・2次・3次・電話相談）で小児救急医療に参加する。
- ④ できるだけ労基法を遵守し、各医師が疲弊しないようにする。